

令和8年度 産後ケア事業協議会について

R8.7.2：結果報告
(協議会後の再調査結果含む)

1

1. 設置目的 産後ケア事業集合契約参加市町の判断のもと統一した対応ができるよう調整し、産後ケア事業を市町が円滑に実施できるように推進するため設置する。

2. 開催日時 令和8年7月2日（木）13:30～15:30

3. 構成員（出席者） **集合契約参加市町（36市町）:36名**（会場：15、Web：21）
関係団体:7名（会場：兵庫県医師会1、兵庫県産科婦人科学会1、兵庫県助産師会3、兵庫県看護協会1、Web：兵庫県医師会1）

※ オブザーバー84名（会場：市町10、協力機関2、集合契約未参加市町3
Web：市町25、関係団体3、協力機関40、健康福祉事務所1）

4. 開催までの経緯

取組	時期	内容
集合契約	R8.4.1	市町から契約締結の委任を受けた 県 と、実施機関から契約締結の委任を受けた 兵庫県医師会、県助産師会 が契約締結の代理人として契約 〔 36市町、152実施機関 が集合契約に参加〕
1 回調査	R8.4.15✕ (R8.1.14発出)	市町 ：議題照会、集合契約後に寄せられた議題に対する市町の判断を照会 ※産後ケア事業の契約金額、兄弟加算、利用報告書の(様式6号)の統一 協力機関・関係団体 ：議題照会、兄弟利用の場合の金額設定状況を照会
2 回調査	R8.5.15✕	市町 ：第1回調査の議題に対する市町の判断、第1回調査結果の情報提供等
3 回調査	R 8.6.8✕	市町 ：判断がわかれた項目の再調査

R8.7.1現在の協力機関数：**158機関**

産後ケア事業協議会の協議内容について

2

産後ケア事業は、市町が実施主体の事業であり、市町が判断し事業を実施
(国ガイドライン、国要綱の規定以外の部分は、市町によって異なる)



国
見
解

- 国実施要綱及び国ガイドライン等を踏まえて**市町が判断**する。
(産後ケア事業は、児の預かり事業ではない。児を預けての母の外出不可)
- 実施主体である市町において判断するものであるが、
集合契約の場合は、**県で市町の判断を整理し県内一律の対応も可能**

【県域の協議会】

集合契約参加市町（36市町）と関係団体との協議の場を設定し、集合契約参加市町内で統一が必要な事柄について議論し、市町の判断のもと、統一した対応ができるよう調整

【提出された議題】

議 題
1 令和9年度： 契約金額 の増額
2 兄弟加算 の導入
3 利用報告書 (様式6号)の統一

議 題
4 利用者から市町への 利用申請
5 キャンセル料 の表示等
6 利用券の発行と 利用報告
7 予約等にかかる システム導入
8 契約書 の内容修正

< 議題に関連する調査 >

実態調査
1 利用者からの申請可能時期、協力機関の予約報告～請求書受付形態等
2 産後ケア事業実施状況 (R7年度実績、R8年度状況) 市町域での協議の場等の開催

1. 議題に対する協議結果

(1) 対応可能な市町から順次実施

議題項目	意見	協議結果内容
利用者から市町への利用申請	妊娠中からの利用申請	妊娠中から市町への利用申請ができるよう、対応可能な市町から順次実施する。
	24時間の利用申請	利用者が24時間いつでも市町へ利用申請ができるよう、対応可能な市町から順次実施する。
予約等にかかるシステム導入	統一システム導入	予約等にかかるシステム導入において、テオテに統一するという市町が多いことから、導入可能な市町からテオテを導入する。 システム導入については、市町域の協議の場において検討し、令和9年度の県域の協議の場において引き続き協議する。 ※ テオテについては実証実験期間中(令和10年度末まで)、システム導入費・ランニングコストが無料

(2) 調査を行い公表

議題項目	意見	協議結果内容
キャンセル料の表示等	協力機関で説明・公表→協力機関で説明・公表に加えて、県HPに掲載	協力機関HP等に掲載、利用者に予約前に説明を徹底するとともに、申請書にキャンセルに関する項目を追加し県HPに掲載することとする。 ※既存の協力機関：キャンセル料等に関する調査を行い県HPで公表 ※新規申請：申請書にキャンセル料に関する項目を追加
利用券の発行と利用報告	予約を受けた際、協力機関から市町へ報告→報告不要	可能な市町から、事業所からの予約報告を不要とし、事業所からの報告が必要な市町を県HPに掲載し、周知する。 ※ 協力機関は、利用券等で産後ケア事業の対象の有無を確認し、実施するとともに、実施後は母子健康手帳及び利用券の利用記録表に必ず記録を行い、上限管理ができるようにする。 ※ 協力機関は、必要に応じて市町に対して要支援加算対象の有無等を確認する。

(3) 来年度から適用

議題項目	意見	協議結果内容
契約金額	R9年度増額	宿泊型の契約金額を増額 現行：1日31,000円、1泊2日：62,000円 令和9年度の宿泊型：1日31,400円、1泊2日：62,800円
利用報告 (様式6号) の統一	ひな形を提 示→統一	利用報告(様式6号)は、 県様式に統一 。対応可能な市町から順次、統一。 (直接システムへ入力する場合及び西宮市は除く) ※事業所から提出する様式6・7号(請求書)については、どの市町にも提出可能なように宛先と表題を修正する。
契約書の内容 内容修正	第2条の文言 追加	第2条(処理方法)の2項の追加 2 乙は、委託事務の履行にあたり、こども家庭庁が示す産後ケア事業ガイドラインに準拠のうえ、事故発生防止と安全管理に留意し、質の担保のため、業務に従事する者の支援技術の定期的な習得に努めるものとする。
	第12条の文 言追加	第12条(解除等)の2項の追加 2 甲は、乙が甲又は甲の職員に対し、暴行、脅迫その他の違法な行為又は暴言、過度な要求その他の著しい迷惑行為であって、就業環境を害する行為をしたときは、直ちにこの契約を解除できる。

(4) 現行のままで継続

議題項目	意見	協議結果内容
兄弟加算の導入	設定なし→設定	兄弟受入れ加算： 設定しない 現行どおりとし、 各市町で加算設可 とする

2. 県域及び市町域での産後ケア事業協議会の開催

5

産後ケア事業は、市町が実施主体として地域の実情に応じて市町が判断して取り組む事業である。

産後ケア事業における国の見解と県の対応

国見解

- 国実施要綱及び国ガイドライン等を踏まえて市町が判断する。
(産後ケア事業は、児の預かり事業ではない。児を預けての母の外出等不可)
- 実施主体である市町において判断するものであるが、
集合契約の場合は、県で市町の判断を整理し県内一律の対応も可能。

< 県の対応 >

集合契約参加市町の判断のもと、統一した対応ができるよう調整

市町が市町内に所在する協力機関や関係団体等と協議の場を設置し議論しながら、市町ごとに産後ケア事業の充実を図る。(研修含む)

【集合契約参加市町】

上記の取組に加え、集合契約参加市町間で統一が必要な事項について、県の協議会に議題を提出する。



サービス提供

産後ケア事業実施機関：医療機関、助産所

事業の委託

市町：A市、B市、C市、D町・・・

産後ケア事業の充実に向けた取組

A市 協議の場 研修	B市 協議の場 研修	C市 協議の場 研修	D町 協議の場 研修
------------------	------------------	------------------	------------------

バックアップ

県の協議の場 (市町判断の統一調整) ・研修

< 市町域 >

協議の場

- 【目的】市町域の産後ケア事業の充実
- 【構成員】市町内に所在する
産後ケア事業実施機関
関係団体 (医師会、助産師会等)
その他必要な者
- 【開催回数】1回程度

研修

- 【目的】市町域の
産後ケア事業の質の向上等
- 【開催回数】1回程度

連携

< 県域 >

協議の場

- 【目的】市町判断の統一調整 等
- 【構成員】集合契約参加市町
関係団体 (県医師会、県産科婦人科学会、県助産師会、県看護協会)
その他必要な者
- 【開催回数】1回程度

研修

- 【目的】県域の
産後ケア事業の質の向上等
- 【開催回数】1回程度

市町域での協議の場・研修会等の開催状況

所在地に実施機関がある市町は、令和7年度の31市町（28市町）から、令和8年度には33市町（30市町）へ増加（R8.6.1時点） ※（ ）内は集合契約36市町の数

【協議の場】

	令和7年度	令和8年度(計画)
実施市町数	18市町（16市町）	18市町（16市町）
未実施 //	13市町（12市町）	15市町（14市町）

【研修会等】

	令和7年度	令和8年度(計画)
実施市町数	8市町（7市町）	7市町（6市町）
未実施 //	23市町（21市町）	26市町(24市町)

県域での協議の場・研修会等の開催状況

【協議の場】

令和7年度	令和8年度
1回	1回程度(※)
R7.7.29	R8.7.2

※実施機関の所在地市町全てにおいて協議の場を実施した上で、県域での協議が必要な場合、複数回開催

令和8年度 産後ケア事業研修会

【日時】 令和8年7月2日(木)10:00～12:15

【場所】 兵庫県私学会館2階大会議室（オンライン視聴可：資料配布なし）

【共催】 一般社団法人兵庫県助産師会

【対象】 市町（母子保健・産後ケア事業担当者等）、健康福祉事務所、産後ケア事業に関わるスタッフ（医師、助産師、保健師、看護師等）、今後産後ケア事業に関わりたいと考える医療機関・助産所のスタッフ等

【内容】 （1）兵庫県における産後ケア事業の実施状況
 （2）講演「産後ケア事業の委託・受託に伴う法的責任と対応について」
 講師：京都アカデミア法律事務所 向井 量一 氏
 （3）実践報告：「産後ケア事業にかかる支援体制」①宝塚市、②神戸市

3. 今後のスケジュールについて

時期	実施内容	申請書
R8.7.3	改正した申請書を県ホームページに掲載	県ホームページ更新
R8.7月下旬頃	構成員：①議事録(案)、②協議会結果報告(案)の内容確認依頼→修正あれば県提出✕8/10	・既に登録している協力機関：(市町経由で)申請書の追加部分の提出依頼(※1)→(市町経由) 県提出✕9/30
R8.8月下旬頃	構成員の修正意見を反映した①②を構成員に送信	
	②協議会結果報告を県ホームページに掲載 市町、関係団体、協力機関へ②を周知(※1)	
R8.10.8	東海北陸近畿地区母子保健主管課長会議：こども家庭庁への要望・質問 出席者：県、政令市、中核市 開催地：大阪府	
R8.11頃	市町：市町域での協議の開催状況調べ及び第2回開催意向調査	✕11/20
R8.12月頃～	市町：令和9年度市町実施要綱(県参考様式)(修正案) 市町、県医師会、県助産師会：集合契約書(案)の確認依頼	修正意見 ✕12/20
R9.1月頃	市町：令和9年度委任状提出依頼(未参加5市町は、参加意向含む)	✕2/25
	協力機関：令和9年度の委任状提出依頼(※1)	
R9.1月頃	市町、協力機関、関係団体：令和9年度の議題等の照会(※1)	✕4/15
R9.2月頃	市町：令和9年度の取組予定(市町窓口、利用上限、委託料等)	✕2/25
R9.4.1	令和9年度 集合契約の締結	
R9.7月頃	令和9年度 産後ケア事業協議会の開催	

(※1) 協力機関へは、市町を通じて実施。未参加市町に所在する協力機関へは、直接県から実施。

4. 報告事項：集合契約における実施機関の申請の流れ

【産後ケア事業 県ホームページ】

実施機関向けの情報



【実施機関向け】産後ケア事業の集合契約について

県ホームページで公表

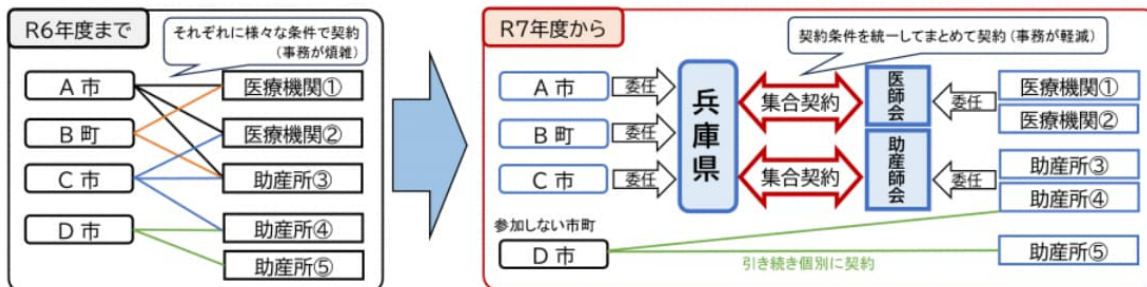
1.産後ケア事業の集合契約とは

兵庫県では、産後ケア事業の充実・推進を図るため、市町から委任を受けた兵庫県と、産後ケア事業実施機関から委任を受けた一般社団法人兵庫県医師会、一般社団法人兵庫県助産師会が代表して集合契約をしています。

(集合契約の締結日：令和7年4月1日)

産後ケア事業を必要とする方が、県内どの地域でもケアを受けることができるよう、集合契約に参加をお願いします。

※産後ケア事業実施機関の所在地の市町が集合契約に参加していない場合でも、集合契約に参加している他市町の里帰りの方に対応することができます。



■ 掲載情報

- 集合契約に参加できる産後ケア事業実施機関について
- 集合契約の手続きについて
(申請書、確認書等の様式ダウンロード可)
- 集合契約参加市町の情報について
 - ・各市町の問い合わせ一覧
 - ・各市町の利用上限一覧
 - ・各市町の委託料等一覧
- 産後ケア事業協議会報告
- 国ガイドライン、実施要綱、Q&A 等

■ 申請に必要な書類

関連書類は以下の4点。
いずれも、新規・変更・辞退共通の様式。

- ア 委任状
- イ 申請書
 - ・別添：個人情報取扱いに係る責任体制等の報告(参考様式)
- ウ 産後ケア事業確認書

新規申請の流れについて

9

■ ア 委任状

(R8.4.1改正様式)
令和 年 月 日

委任状

一般社団法人兵庫県医師会 様
一般社団法人兵庫県助産師会 様

上記の者を代理人として、令和8年度の産後ケア事業に関する集合契約の締結の権限を委任します。

【委任者】

医療機関名、助産所名 ※助産師出張業務届出者の場合、助産師名を記載	
所在地	〒

■ イ 申請書

(R8.3.6改正様式)
令和 年 月 日

申請書

一般社団法人兵庫県医師会 様
一般社団法人兵庫県助産師会 様

協力機関名	代表者名
住所	担当者名
電話(※)	FAX(※)
担当者メール(※)	

(※)市町との連絡が可能な連絡先を記入ください

産後ケア事業について、下記のとおり申請します。(該当する申請内容に☑)

☐ 新規	⇒ 別添「個人情報の取扱いに係る責任体制等の報告」を添付
☐ 変更	⇒ ☐ 上記、申請者欄(担当者名、電話、FAX、担当者メール)に変更あり ☐ 下記(宿泊型・通所型・訪問型)の実施内容に変更あり

■ イ 申請書別添（参考様式） ：個人情報の取扱いに係る責任体制等の報告

参考様式

協力機関の所在地市町 市町長 様

個人情報の取扱いに係る責任体制等の報告について

令和8年4月1日付けの産後ケア事業委託契約書に基づく委託事務を処理するため、個人情報の責任体制等を下記のとおり報告します。

記

1 責任体制	(役職・氏名)		
個人・情報管理責任者	(役職・氏名)	(役職・氏名)	(役職・氏名)
事務従事者	(役職・氏名)	(役職・氏名)	(役職・氏名)

■ ウ 確認書

(R8.4.1改正様式)
令和 年 月 日

市(町)長 様

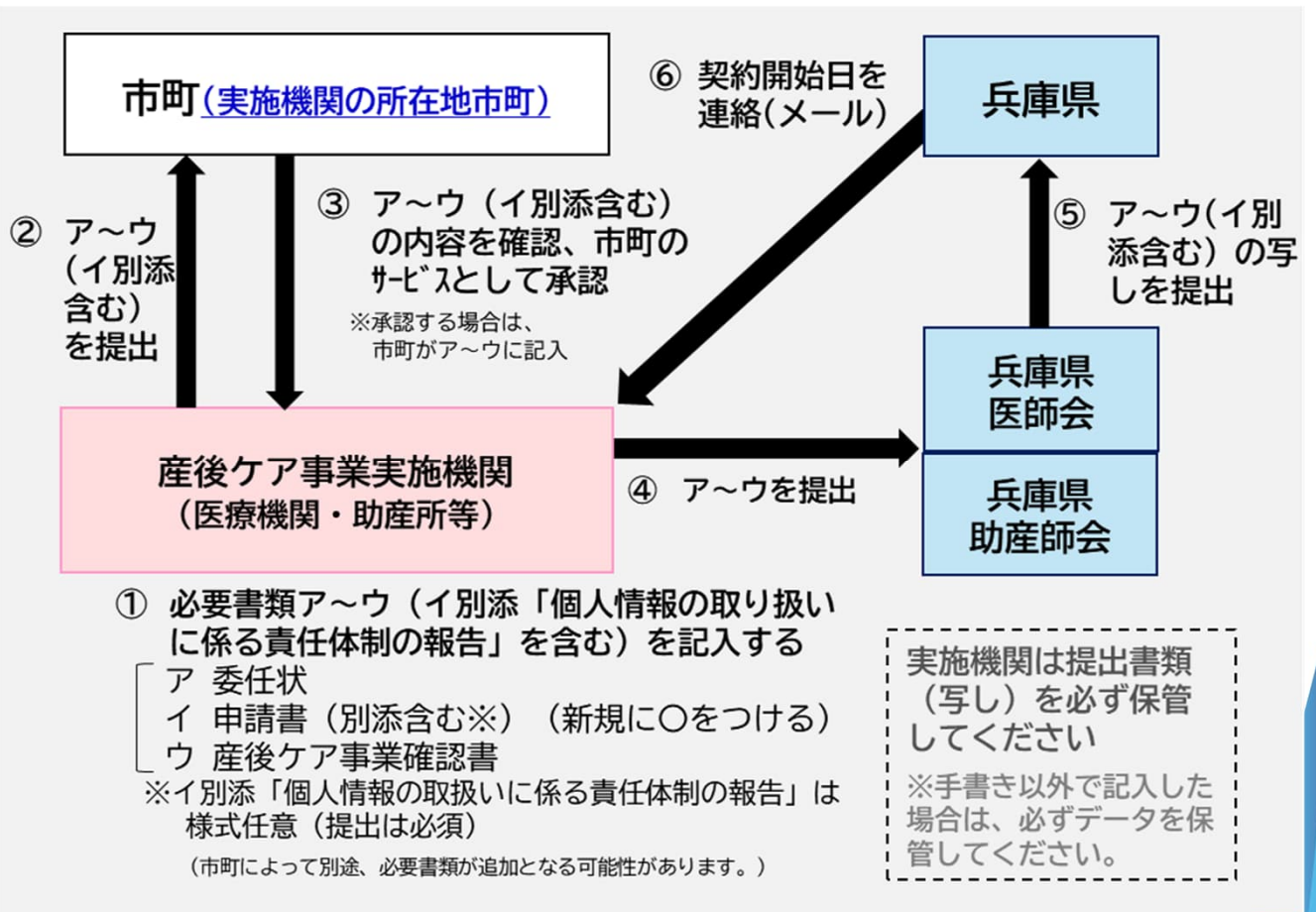
サービス提供場所住所

実施機関名	
代表者名	

兵庫県の産後ケア事業の集合契約に参加するにあたり、国の産後ケア事業ガイドラインを遵守します。ついては、市(町)のサービスとして承認をお願いします。

サービス種別	宿泊型	通所型	訪問型
対象月齢	か月～ か月未満	か月～ か月未満	か月～ か月未満
提供時間	時～ 時	時～ 時	時間
受入れ可能人数	1日受入れ： 人	1日受入れ： 人	1日受入れ： 人
看護職の3交代制 看護職(パート)の活用	日勤のみ のみ		

必要書類は ア～ウ（イ別添含む） の4点。



①～⑥のフローに沿って申請をお願いします

申請書類（写し）は必ず実施機関において保管してください

※手書き以外で記入した場合は、必ずデータを保管してください。

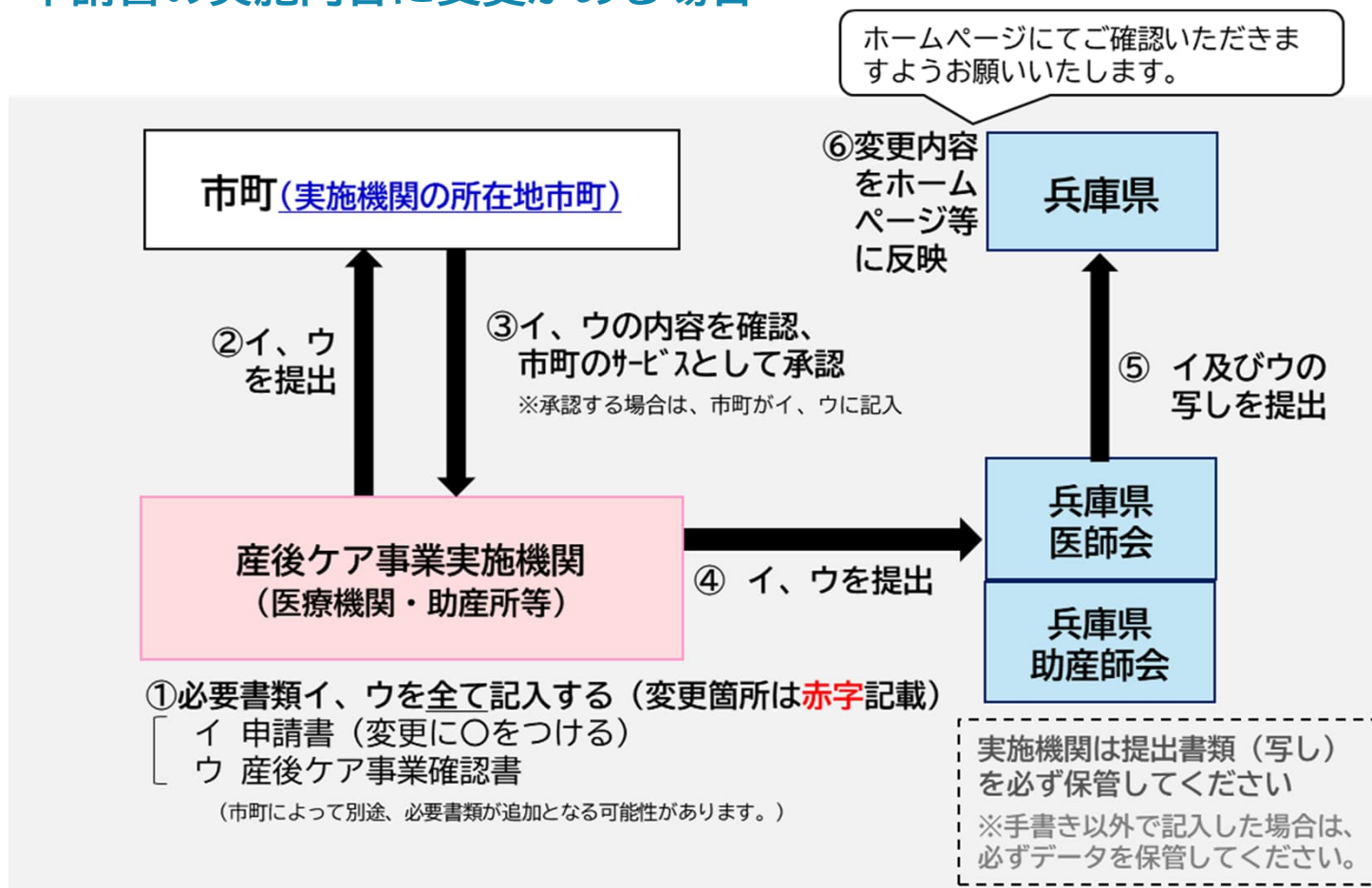
変更申請の流れについて

委任状、申請書（個人情報の取扱いに関する事項を含む）および確認書のいずれかの内容に変更が生じた場合は、変更申請が必要となります。

A) 委任状の内容（事業所名、住所、代表者氏名）に変更がある場合

→ 【新規申請】の流れと同様（変更箇所は赤字記載、申請書は変更に○）

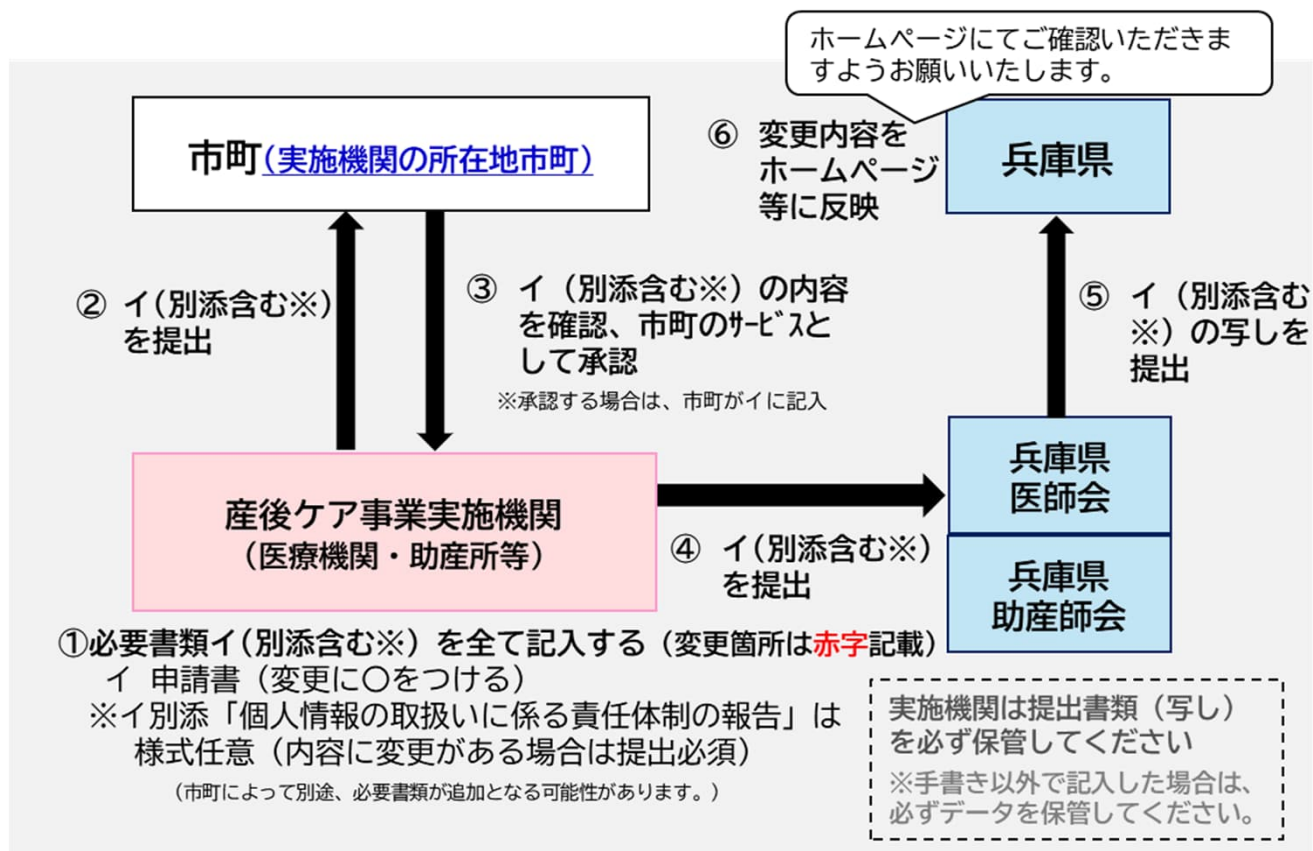
B) 申請書の実施内容に変更がある場合



変更申請の流れについて②

C) 申請者（担当者名、電話、FAX、担当者メール）のみ変更の場合

※申請書別添「個人情報の…」の内容に変更がない場合は、別添は必須ではありません。



※ 注 意 ※

変更申請を行う際は、変更箇所を**赤字**で記載のうえ、変更箇所のみではなく、すべての記載欄を漏れなく記入してください

申請書類の写しは、必ず実施機関において保管してください

D) 申請書別添「個人情報の取扱いに係る責任体制の報告」の内容にのみ変更がある場合

→ 別添「個人情報の取扱いに係る責任体制の報告」を下記の流れで提出 ※様式は任意

【産後ケア事業実施機関】 → 兵庫県医師会
兵庫県助産師会 → 【兵庫県】 → 【集合契約参加市町】

辞退申請の流れについて

→ イ「申請書」の辞退欄に「○」を付し、申請者情報を記入のうえ、所在地市町へ提出し、所在地市町の確認後に、下記の流れで提出してください。

【産後ケア事業実施機関】 → 兵庫県医師会
兵庫県助産師会 → 【兵庫県】

実施機関の皆様へ

提出書類に関するお願い

- 関係団体への提出時に、提出書類の不足や添付漏れが見受けられます。
→ 提出前に、必要書類がすべて揃っていることを必ずご確認ください。

実施機関のホームページアドレスの掲載を希望する場合のお願い

- 県ホームページへ実施機関のホームページアドレスの掲載を希望する場合は、申請書にホームページアドレスを記載してください。
- 利用者が産後ケア事業の実施内容を確認できるよう、ホームページの内容充実にご協力をお願いします。
- 産後ケア事業以外のケア提供がある場合は、ケアの記載を分けて記載する等、わかりやすい内容になるよう工夫をお願いします。（キャンセル料の規定がある場合は原則記載してください）

市町の皆様へ

実施機関のホームページについて

- 実施機関のホームページに産後ケア事業の内容を掲載する予定があるか確認し、必要に応じて、助言をお願いします。
- 産後ケア事業開始後、ホームページの記載内容がわかりやすい内容であるか等、適宜確認をお願いします。